

## 復興特別所得税に関するお知らせ

2011年12月2日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（復興財源確保法）が公布されました。本法律により2013年1月1日より2037年12月31日までの間（25年間）、現行所得税に対して2.1%の復興特別所得税が付加されることとなります。

なお、当金庫における預金利子に係るお客様の税金については、下記の通りです。

	現在	2013年1月以降	2038年1月以降
税率	20%	20.315%	20%
所得税	15%	15%	15%
住民税	5%	5%	5%
復興特別所得税	—	0.315%	—

以上

・本資料は作成時点における法令その他の情報に基づき作成されていますが、今後の改正等により、取扱いが異なる場合があります。